

青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金 公募要領（令和7年度実施分）

1 補助事業の概要

本補助事業では、県内事業者のグリーントランスフォーメーションを推進し、脱炭素に向けた動きに遅れることなく、企業価値や競争力の向上につなげていくため、県内事業者を対象として、事業用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入を支援します。

2 公募期間

令和7年11月7日（金）～12月5日（金）17時まで（消印有効）

※採択結果は審査後に通知します。

3 応募方法

本公募要領「4 申請書類」について郵送にて御提出願います。

4 審査

申請書類をもとに審査を行います。

※採択結果に係るお問合せには応じることができません。

その旨、御了承のうえ申請してください。

【申請書類の提出先・お問合せ先】

青森県太陽光補助金コールセンター

〒101-0021 東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル10階（株）エスプールグローバル内

【窓口対応時間】 8：30～20：00（土日祝含む全日対応）

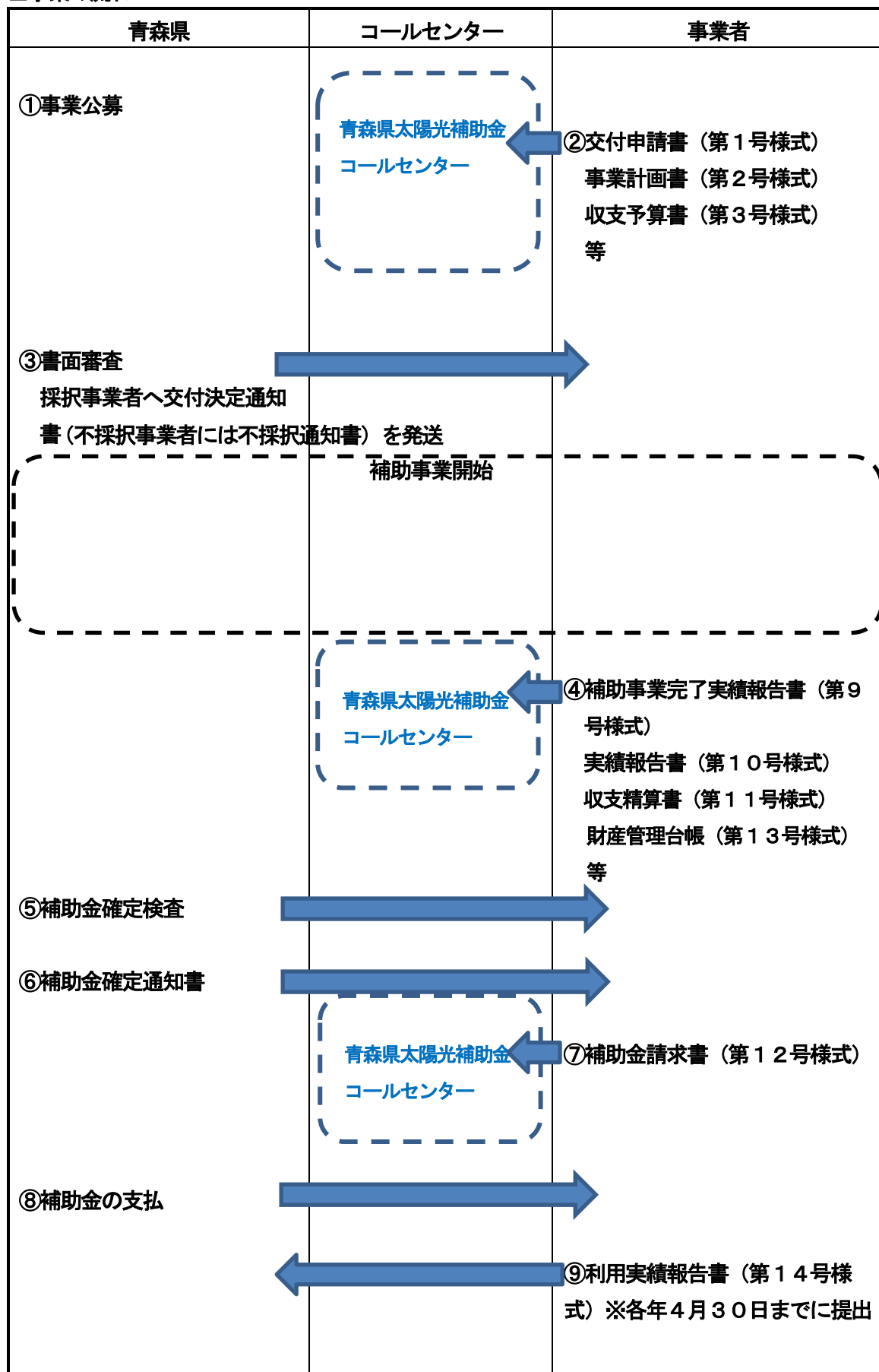
【電話番号】 0120-196-399

【特設ホームページ】

aomori-taiyoko2025.com

青森県経済産業部地域企業支援課

■事業の流れ



公募要領 目次

項目	ページ
重要説明事項	1
1 補助事業の目的	3
2 補助事業の対象者	3
3 補助対象期間	4
4 補助対象事業、補助対象経費、補助単価・補助率及び補助上限額	5
5 申請書類	9
6 補助事業者の選定	9
7 実績報告	10
8 補助事業者の義務	10

重要説明事項

(申請にあたっての注意点)

本補助事業の申請をお考えの場合、「重要説明事項」について御了解いただく必要がありますので、以下の内容を必ず御確認してください。

1 本補助事業の実施について

本補助事業は「令和7年度青森県事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)、「青森県補助金等の交付に関する規則」、「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和7年10月14日環地域事発第2510141号)」等に基づき実施されます。

なお、補助事業の実施において、補助事業者がこれらの規程に違反した場合、補助金の交付決定取消や返還請求がされることがあります。

2 事業の「採択」又は「不採択」の通知について

申請のあった補助事業については、審査のうえ、予算の範囲内で事業の採否を決定し、いずれの場合についても採否を通知します。採択結果に係る問い合わせには応じることはできません。

なお、採否に関わらず、提出のあった申請書類等は返却しません。

3 補助事業の開始について

本補助事業における補助金の対象となる経費の支出行為(発注・契約など含む)については、必ず補助金交付決定後に開始してください。交付決定前の支出行為に係る経費については対象になりませんのでご注意ください。

4 補助事業の計画変更について

原則として、本補助事業は、交付決定を受けた事業内容で実施してください。

ただし、補助事業の実施中に、やむを得ない事情により、補助事業の内容又は経費の配分の変更が必要となった場合(軽微な変更を除く)には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で計画変更できる場合があります。

計画変更をお考えの場合は、あらかじめ(発注・契約前に)青森県太陽光補助金コールセンターに相談のうえ(内容によっては、変更が認められない場合もあります)、「変更承認申請書」(交付要綱第5号様式)を提出し、必ず承認を受けてから事業を実施してください。

5 補助金の請求について

補助金の請求にあたっては、まず、定められた実績報告の期日(交付要綱第11)までに「補助事業完了実績報告書」(交付要綱第9号様式)等を提出(必着)し、県による補助金の確定を受けることが必要です。

なお、定められた実績報告の期日までに、補助事業完了実績報告書等の提出が確認できなかった場合、補助金の交付決定を受けていても、補助金を受け取れませんので、実績報告の期日を厳守してください。

6 実際に受け取る補助金の減額について

補助事業完了実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外の経費が計上されていることが判明した場合など、「交付決定通知書」(交付要綱第4号様式)に記載した交付金額から減額して補助金が支払われることがあります。

7 取得財産等の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等の処分制限について

1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の設備購入等は、「処分制限財産」に該当し、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分(補助事業目的外での使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄等)が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

当該承認に際し、財産処分を承認した補助事業者に対し、残存簿価等から算出される金額の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。承認を得ずに処分を行った場合、「交付要綱」違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

8 補助事業終了後の義務について(補助事業関係書類の保管年限、実施検査への対応、事業効果の報告等)

補助事業者の義務として、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。この期間中に、県が実地検査を実施する場合や検査の結果、補助金の返還命令等の指示があった場合には、県の指示に従う必要があります。

また、毎年度の事業実施結果として、各年4月30日までに、利用実績報告書(交付要綱第14号様式)により、県に報告する必要があります。

9 国や県等が補助する他の制度との重複申請の禁止について

国、県、市町村等が補助(国、県、市町村以外の機関が、国、県、市町村から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費等)と内容が重複する事業は、本補助事業の補助対象外となります。

10 個人情報の使用目的について

補助事業者から提出された個人情報は、以下の目的のために使用します。

- (1) 本事業の適正な執行のために必要な連絡
- (2) その他本事業の遂行に必要な活動

11 その他

- (1) 本補助金を活用する事業者は、事業の成果を他の事業者等に波及させるため、事業成果の情報発信等について御協力いただきます。
- (2) 本公募要領、交付要綱等の案内に記載のない細部については、県の指示に従うものとします。

1 補助事業の目的

県内事業者のグリーントランスフォーメーションを推進し、脱炭素に向けた動きに遅れることなく、企業価値や競争力の向上につなげていくため、県内事業者を対象として、事業用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る経費の一部を補助します。

2 補助事業の対象者

(1) 補助事業の対象者

- ①県内に本社又は事業所を有する中小企業者
- ②県内に本社又は事業所を有する会社法上の会社（①を除く）

(2) 定義

①中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する者）

業種	資本金基準	従業員基準
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業、 その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

②中小企業者（組合関係）

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、第6号に規定する企業組合及び第7号に規定する協業組合

組織形態		
事業協同組合	企業組合	協業組合

③県内に本社又は事業所を有する会社法上の会社

①に該当しない株式会社、合名会社、合資会社、合同会社（大企業等）

（3）応募資格

- ①本補助事業実施について、適正な経理執行体制を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類等を整備していること。）
- ②本補助事業の公益性を十分に理解している事業者であること。

（補助事業の対象者とならない者）

以下に該当する者は、本事業の対象者となりません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる者
- ②風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けている者のうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのある者
- ③国税、地方税（県税、市町村税）の滞納がある者
- ④会社更生法及び民事再生等による手続きを行っている者
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る者
- ⑥その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと県が判断する者

3 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日から**令和8年2月27日（金）**までです。

補助対象期間内に、太陽光発電設備等設置に関する工事の発注・契約を行い、工事施工業者から太陽光発電設備等の引き渡しを受け、代金全額を支払った上で、実績報告を行う必要があります。

交付決定日前に工事の発注・契約をしてしまったものや**令和8年2月27日（金）**までに実績報告を行うことができなかったものは、補助対象外となります。

不測の事態による工期延長なども十分に考慮した上で、申請してください。

4 補助対象事業、補助対象経費、補助単価・補助率及び補助上限額

(1) 補助対象事業

- ①対象設備は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環
地域事発第2510141号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2（2）ア
（ア）及び（イ）に掲げる設備とします。

国実施要領において交付要件が定められています。申請前に必ず交付要件を確認し
てください。

国実施要領 URL：

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/>

国実施要領別紙2

2 重点対策加速化事業

（2）交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（ア） 太陽光発電設備（自家消費型）

（イ） 蓄電池

- ②次のア、イのいずれかを満たすこと。

ア 需要家の敷地内に補助事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の
50%以上を当該需要家を含む当該再エネ発電設備と同一県内の需要家が消費する
こと。

イ 需要家の敷地外に補助事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自
営線により当該需要家に供給して消費すること。

- ③整備する設備は、青森県内に設置すること。また、商用化され、導入実績がある設備
とし、中古設備、リース設備及び第三者が所有する設備は含めないこと。

- ④交付申請時に事業着手※しているものでないこと。

※ 対象設備の購入や設置工事に係る契約書等の発行

- ⑤法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効
果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

- ⑥再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律等第108
号）第9条第4項に基づく FIT 又は FIP の認定を取得しないこと。

- ⑦電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を
行わないこと。

- ⑧太陽光発電設備には発電電力量等の計測器を設置すること。

- ⑨補助対象事業は、県が実施する「中小企業等グリーントランスフォーメーション推進
事業」において GX 推進アドバイザーが行う経営戦略の策定支援や国の補助事業と

して診断機関等が行う省エネ最適化診断、省エネお助け隊の診断、省エネ診断拡充事業等のいずれかを受けて実施する取組であること。

(2) 補助対象経費

①補助対象経費の条件

- ア 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ 交付決定日以降、補助事業期間内の契約により発生した経費
- ウ 証拠書類によって支払日・支払金額等が確認できる経費

②補助対象経費の考え方

- ア 補助金の額は、補助対象経費に補助単価・補助率を乗じて得た額とします。
- イ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。
- ウ 補助対象経費は、補助対象期間中に補助対象事業の実施に要した経費の支出に限られます。

なお、補助事業期間中に契約や支払があっても、設置工事が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象外となります。

③補助対象経費一覧

補助対象経費は次の表に掲げる経費です。

交付申請時に提出する「収支予算書」は、「見積書及び見積明細書の写し」から、下表の項目に従って分類して記載してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力

			電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費 事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用	
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

④契約手続

- ア 補助事業における発注先の選定にあたっては、2 者以上から見積を取り、より安価な発注先を選んでください。
- イ 見積書は、内訳が「〇〇一式」のような表記の見積もりは証拠書類となりませんので、明細を明らかにしたものを徴してください。
- ウ 契約締結時は、契約書及び仕様書（発注内容が分かるもの）を作成してください。
- エ 契約書には、工事等の内容、契約金額、契約日、契約期間を記載してください。

⑤支払手続

補助対象経費の支払方法は「銀行振込」が原則です。（振込手数料は補助対象外）

【補助対象経費として認められない支払い方法】

補助金執行の適正性確保のため、次の支払い方法は補助対象経費として認めません。

- ・現金による支払い
 - ・小切手・手形による支払い（自社振出又は他社振出のいずれであっても）
 - ・相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済（補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため）
 - ・仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券、電子マネーによる支払い
- ※ご不明な点は事前にご相談ください。

⑥区分経理

補助事業を行うにあたっては、当該事業の経理を区分し、証拠書類の作成等において本事業と関連のないものとの混合はないようにしてください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

(3) 補助単価・補助率及び補助上限額

①太陽光発電設備（自家消費型に限る）

中 小 企 業 者：出力（※）に 1kW 当たり 5 万円を乗じて得た額（上限 500 万円）

中小企業者以外：出力（※）に 1kW 当たり 2.5 万円を乗じて得た額（上限 500 万円）

※太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値。

②蓄電池設備（①に付帯する設備に限る）

補助対象経費の 3 分の 1 以内（上限 530 万円又は（※）の小さい方）

※蓄電池容量（20kWh 未満）：蓄電池容量に 14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
を乗じて得た額

※蓄電池容量（20kWh 以上）：蓄電池容量に 16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）
を乗じて得た額

5 申請書類

申請者は、県が定める以下の提出書類一式を青森県太陽光補助金コールセンターへ郵送により提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出いただいた書類の返却はしませんので予め御了承ください。

- (1) 交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (5) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）
- (6) 法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）
- (7) 直近2期分の確定申告書の写し
創業間もない事業者の場合は、提出可能な分のみの提出とする。
- (8) 導入設備設置予定位置の平面図
- (9) 導入設備設置予定箇所現況写真
- (10) 導入設備のメーカーや仕様、能力等が確認できる資料（カタログ等）
- (11) 見積書及び見積明細書の写し（原則2者以上の見積書）
- (12) 工程表
- (13) 県税納税証明書（県税について未納額が無いことの証明書）の写し
- (14) 省エネ診断等の結果又は申込に関する書類
- (15) その他必要な書類

6 補助事業者の選定

(1) 審査方法

県（事務局）に提出された申請書類に基づき、要件の確認なども含め書面審査を行います。

(2) 採択基準

原則として、費用効率性が高いもの（事業計画書（第2号様式）2（2）の金額が小さいもの）から、予算の範囲内で採択します。

(3) 結果の通知

事業採択結果は、採否を問わず、すべての申請者に対して文書により、通知します。

なお、採択案件については、補助事業者名、代表者名、住所（市町村名のみ）、業種、導入設備の出力・蓄電容量を公表いたします。

7 実績報告

補助事業者は、補助事業の完了の日（当該事業に係る経費の支払が完了した日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い期日までに県が定める以下の提出書類一式を青森県太陽光補助金コールセンターへ郵送により提出してください。

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

また、提出いただいた書類の返却はしませんので予め御了承ください。

- (1) 補助事業完了実績報告書（第9号様式）
- (2) 実績報告書（第10号様式）
- (3) 収支精算書（第11号様式）
- (4) 財産管理台帳（第13号様式）
- (5) 補助対象経費（設備購入、設置工事等）の支払証拠書類（通帳等）の写し
- (6) 補助対象経費（設備購入、設置工事等）の契約が確認できる書類（契約書等）の写し
- (7) 補助対象経費（設備購入、設置工事等）の内訳が確認できる書類（明細書等）の写し
- (8) 導入設備設置位置の平面図
- (9) 導入設備設置個所現況写真（全体、標識、導入設備、型番などの写真）
- (10) その他必要な書類

8 補助事業者の義務

補助事業者は、事業終了後も以下の義務があります。

- (1) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（発注から支払まで）を整理し、事業終了日の翌年度の4月1日から5年間保存しなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間については、毎年度の事業実施結果を各年4月30日までに、利用実績報告書（交付要綱第14号様式）により、県に報告する必要があります。
- (3) 取得財産のうち、1件の取得価格又は効用の増加額が50万円以上の設備購入は「処分制限財産」に該当し、法定耐用年数の期間に取得財産を処分（補助事業目的外での使用、譲渡、交換、貸付、担保提供、廃棄）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。
- (4) 補助事業実施中や終了後に、県が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (5) 事業の成果を県内事業者に波及させるため、県へのデータ提供、事業成果の紹介、アンケート調査等の県事業への積極的な協力を行うものとします。

【法定耐用年数について】

導入する設備の法定耐用年数については、業種によって異なります。

国が運営する e-Gov ポータルの「法令検索」で「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を検索するなど、各自でご確認ください。

また、不明点については管轄の税務署にお問い合わせください。

e-Gov ポータル：

<https://www.e-gov.go.jp/>

(参考) 国税庁 WEB サイトより

自動車製造業を営む法人が、自社の工場構内に自動車製造設備を稼働するための電力を発電する設備として設置した風力発電システム又は太陽光発電システムの耐用年数は何年ですか。

(回答要旨)

風力発電システム及び太陽光発電システムに係る耐用年数は、いずれも減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第 2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の 9 年が適用されます。

(理由)

- 1 本件資産は、自家発電設備の一つであり、その規模等からみて「機械及び装置」に該当します。
- 2 本件設備のように、その設備から生ずる最終製品(電気)を専ら用いて他の最終製品(自動車)が生産される場合には、当該最終製品(電気)に係る設備ではなく、当該他の最終製品(自動車)に係る設備として、その設備の種類の判定を行うこととなります。
- 3 したがって、本件設備は、自動車・同附属品製造設備になりますので、日本標準産業分類の業用区分は、小分類(「311 自動車・同附属品製造業」)に該当し、その耐用年数は、耐用年数省令別表第 2「31 電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」の 17 年ではなく、同別表第 2「23 輸送用機械器具製造業用設備」の 9 年を適用することとなります。